

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和6年2月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

- (1) 業 務 名 秋田市老人福祉センター、秋田市保健センターおよび秋田市中高年齢労働者福祉センター自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 仕 様 書 別紙のとおり
- (3) 履行場所
 - ア 秋田市八橋南一丁目8番2号 秋田市老人福祉センター
 - イ 秋田市八橋南一丁目8番6号 秋田市保健センター
 - ウ 秋田市八橋南一丁目8番7号 秋田市中高年齢労働者福祉センター
- (4) 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 入札参加要件
 - ア 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。
 - イ 電気主任技術者（第三種以上）の有資格者が在籍していること。
 - ウ 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。（過去2年以内に履行期間が12か月以上属している長期継続契約を含めてもよい。）
 - エ 市税の滞納がないこと。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- (6) 入札参加申込
 - ア 受付期間
令和6年2月2日（金）から令和6年2月16日（金）までの、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前9時から午後5時まで
 - イ 受付場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所2階 福祉保健部福祉総務課 庶務経理担当
- (7) 指名（非指名）通知 令和6年2月21日（水）までにFAXで通知
- (8) 入札
 - ア 日 時 令和6年2月26日（月） 午前10時

- イ 場 所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所2階 2-D会議室
ウ 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定より免除
(9) 契約日 令和6年3月4日(月)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類(以下「申込書等」といいます。)を提出してください。

提出は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 電気主任技術者資格証明書の写し

ウ 誓約・同意書(過去2年間における実績(過去2年以内に履行期間が12か月以上属している長期継続契約を含めてもよい。)を確認できる契約書等の写し添付:2件以上)

エ 納税証明書(写し可)

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各納付書の写しでも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(発行から3か月以内のもの。写し可)

カ アおよびウの様式については、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に掲載されている様式を使用してください。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加してください。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。

ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記載してください。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、

その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

カ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できます。

キ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、辞退できないものとします。

ク 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 問い合わせ先

秋田市福祉保健部福祉総務課 庶務経理担当

電 話 018-888-5657